

第 75 回関西実験動物研究会

組換え動物の利用と規制

2. 組換え DNA 実験指針改定に伴う動物を用いる実験の取り扱い

安居院高志 (名古屋市立大学大学院医学研究科実験動物研究教育センター)

平成 14 年 1 月 31 日付けで文科省改定組換え DNA 実験指針が告示され、同年 3 月 1 日から施行された。本講演では新指針が旧指針と変わった点、それに伴い動物を用いる実験の際に留意すべき点に付いて概説する。

従来組換え DNA 実験指針は旧文部省と旧科技庁から出されていたものの二本立てであった。両者に大きな違いはなかったものの、細かな点においてはいくつかの違いがあり、旧文部省管轄の大学等と旧科技庁管轄の製薬企業や動物生産業者との間で共同研究を行う場合などの際に若干の問題が生じることもあった。今回は省庁再編に伴い両者が統一されたためこれらの問題は解消された。更に今回の改定では、微生物を宿主とした組換え体の作製、その組換え体の動物への接種、組換え体を生殖細胞に導入された組換え動物を用いる一般的動物実験などの全てが組換え DNA 実験として統一された。これに伴い実験計画書も統一され、申請者にも審査する側にも大変分かりやすくなった。本講演ではこのような改定指針の総論的な概説を行った後に、各論として第 7 章「動物及び植物を用いる実験」について更に詳しく解説を行う。また、現時点での指針の問題点、各自が動物を用いる実験の実験者、または動物施設の管理者、動物実験委員会の委員などの立場で、それぞれ留意していかなければならない点などについて解説を行う。